

## 1 インクルーシブ教育システム構築に向けて

我が国は、平成 26 年 1 月「障害者の権利に関する条約」を批准し、「共生社会の形成」を最も積極的に取り組むべき重要な課題としています。

さらに、文部科学省は「共生社会の形成」に向けた方策の一つとして、「インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」を掲げています。

### 「共生社会」

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害のある人が、積極的に参加・貢献していくことができる社会をいいます。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える「全員参加型の社会」とも言えます。



## インクルーシブ教育システムの構築に関連する法令等

### ■ 障害者の権利に関する条約に署名（平成 19 年 9 月）

#### 第 24 条（教育部分）

締結国は、教育についての障害者の権利を認める。（中略）障害者を包容するあらゆる段階の教育制度（inclusive education system）及び生涯学習を確保する。

#### ・ 障害者基本法の一部改正（平成 23 年 8 月）

#### 第 16 条（教育部分）

障害者が（中略）十分な教育が受けられるようにするために、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、（中略）必要な施策を講じなければならない。

#### ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の成立（平成 25 年 6 月）

1. 不当な差別的取り扱いの禁止
2. 合理的配慮の不提供の禁止

#### ・ 学校教育法施行令の一部改正（平成 25 年 8 月）

障害のある児童生徒の就学に関する事項の改正

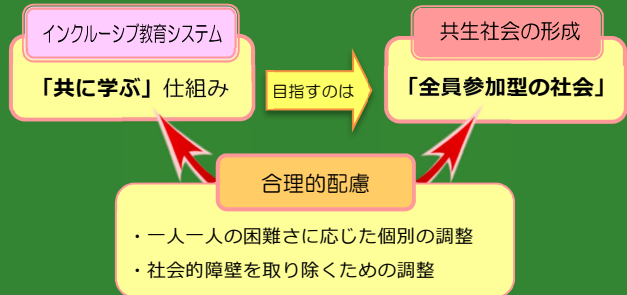
### ■ 障害者の権利に関する条約を批准（平成 26 年 1 月）

#### ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行（平成 28 年 4 月）

## 2 インクルーシブ教育システムとは

「インクルーシブ教育システム (inclusive education system)」とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みです。

そこでは、障害のある者が一般的な教育制度 (general education system) から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」 (reasonable accommodation) が提供されること等が必要とされています。



## 3 インクルーシブ教育と特別支援教育の関係

特別支援教育は、共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものです。そのため、以下の①から③までの考え方に基づき、特別支援教育を推進させていくことが必要です。

- ① 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
- ② 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
- ③ 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。



### インクルーシブ教育について深く学んでみませんか？

インクルーシブ教育システム構築のため、教師一人一人の特別支援教育に関する理解や認識の深まりが求められています。特に発達障害に関する理解や認識は、通常の学級で学んでいる発達障害の特性を有する子どもたちの困難さや認知特性の理解、さらには教育的ニーズに応えるために必要です。「特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上」について深めてみませんか。

文部科学省 インクルーシブ教育

検索

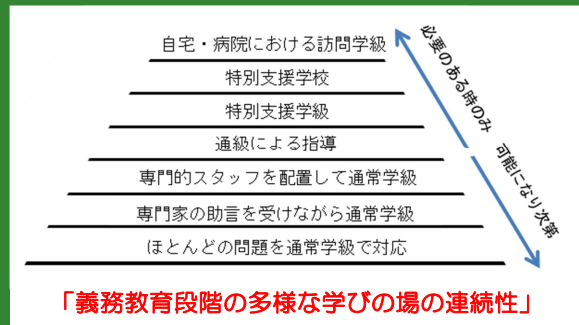
([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm))

## 4 多様な学びの場とは

「多様な学びの場」とは、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった学びの場のことを示しています。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整えているところです。

就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達<sup>の</sup>程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学できること、多様な学びの場が相互に連携していくことが重要になります。



(上記表は文部科学省HPより引用)

## インクルーシブ教育システム



**Q 1 : インクルーシブ教育システム構築のために教師に必要な専門性とは何ですか？**

**A 1 :** 全ての教師に求められる「集団形成（学級づくり）」、「学習指導（授業づくり）」、「生徒指導」という教育の専門性に加え、「特別支援教育に関する知識・技能の活用」、「教職員及び関係者の連携・協働」、「共生社会の形成に関する意識」という3つの要素を含めて特別支援教育の専門性を深めることが大切です。

**Q 2 : 具体的にどのようなことをしたらいいのかわからないのですが。**

**A 2 :** 宮城県総合教育センターHPには、宮城県教職員研修計画（研修会ガイド）や、特別支援教育に関する専門研究・長期研修の成果物がたくさん掲載されています。まずは、HPを検索してみてください。

宮城県総合教育センター

検索

(<http://www.edu-c.pref.miyagi.jp/>)

**「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 インクルDB」を参考にしましょう。**

文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」において取り組まれている実践事例について検索することができます。

インクルDB

検索

(<http://inclusive.nise.go.jp/>)



# 1 授業UDとは

「授業UD」とは、「障害者の権利に関する条約」において定義されている「ユニバーサルデザイン（調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計）」の考え方を取り入れた授業のことです。

具体的には、

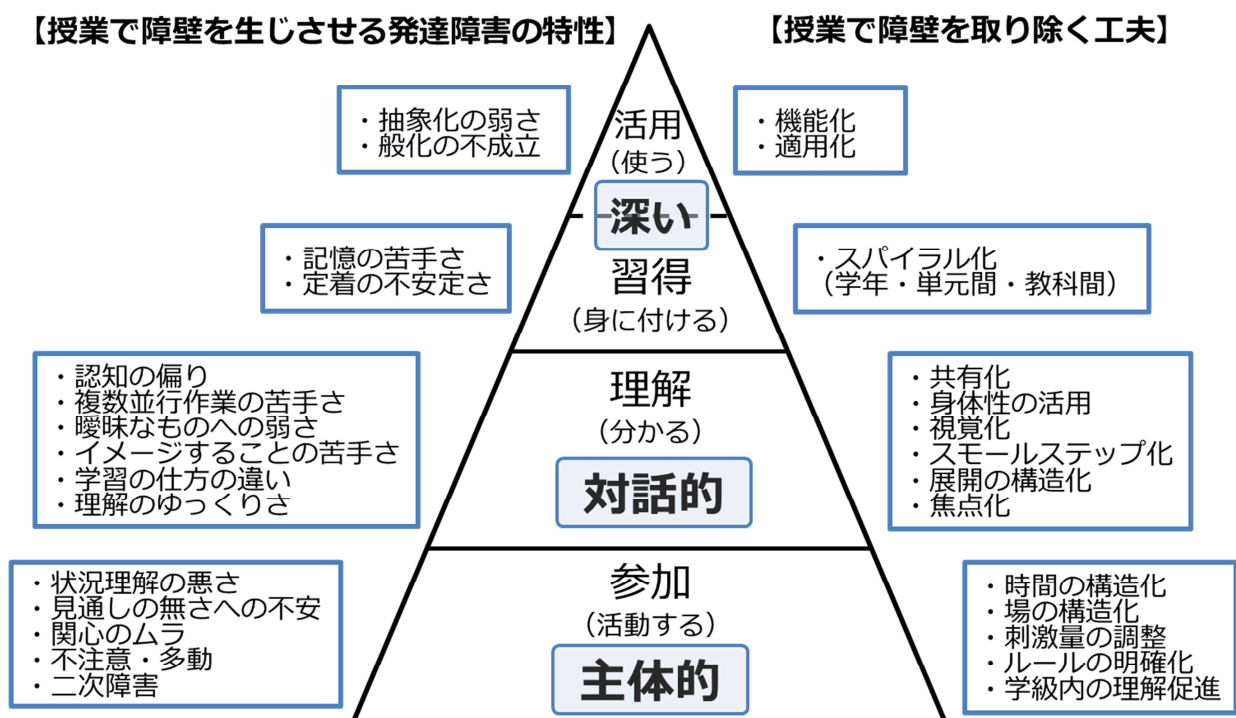
「学力の優劣や発達障害の有無に関わらず、すべての子どもが楽しく学び合い『わかる・できる』ように、工夫・配慮された通常学級における授業」

です。

ユニバーサルデザインの視点による工夫・配慮は、発達障害の特性を有する生徒にとっては「なくては困る支援」、その他の周囲の生徒にとっては「あると便利な支援」になります。



## 授業づくりの視点を「授業UDの階層モデル」を参考に考える



中央の三角形は、授業を「参加」「理解」「習得」「活用」の4階層で捉えたものです。三角形の左側に、授業で障壁を生じさせる発達障害の特性が示され、三角形の右側には、授業で障壁を取り除く工夫が示されています。また、「参加」の障壁を取り除く工夫には、「授業を支える環境づくり」と関連する部分も多くあると考えます。また、主体的な学びは「参加」の階層、対話的な学びは「理解」の階層、深い学びは「習得」「活用」の階層に該当すると考えられています。

## 授業で障壁を取り除く工夫の具体例

### 1 「参加（活動する）」

- (1) 学級内の理解促進
  - ・ 失敗をからかわない、笑わない学級の雰囲気をつくり、分からないことを安心して表明できるようにする。
  - ・ 得意、不得意を含めたお互いの理解を機会がある度に行う。
- (2) ルールの明確化
  - ・ 質問の仕方、意見の伝え方、話合いの仕方など基本的な授業のルールを決め、授業参加をやすくする。
- (3) 刺激量の調整
  - ・ 教室内の掲示物や棚の中身、教室内外の雑音などの無意識に飛び込んでくる妨害刺激を調整し、授業から気持ちが離れることを防ぐ。
- (4) 場の構造化
  - ・ 教室内の物品を決められた場所に置くことで、全ての生徒が無駄な動きをせず物品を使えるようにする。
  - ・ 板書する際に、どこに何を書くか、どの色のチョークを使うかなどをあらかじめ決め、授業の流れが分かるようにする。
- (5) 時間の構造化
  - ・ 授業の流れを黒板に示して活動に見通しを持たせ、行動をコントロールしやすくする。

### 2 「理解（分かる）」

- (1) 焦点化
  - ・ 授業のねらいや活動、発問などを絞る。学習内容や活動をシンプルにしたり、間口の狭い発問にしたりすることで、生徒にとって取り組みやすく理解しやすい授業にする。
- (2) 展開の構造化
  - ・ 授業の焦点化に基づき、授業の進め方や説明の方法、何を体験させるかを決めるなど、授業の展開を論理的に構成する。
- (3) スモールステップ化
  - ・ 生徒が目標に到達しやすくするために、学習過程に細やかな段階をつくる。
- (4) 視覚化
  - ・ 挿絵、写真、動画、センテンスカードなどを効果的に活用することで、視覚的な手掛かりからも理解できるようにする。
- (5) 身体性の活用
  - ・ 感覚的に取り入れたことを動作化、作業化させることで理解を深められるようにする。
- (6) 共有化
  - ・ ペア学習やグループ学習など話合い活動を組織化して、理解を学級全体で図る。
  - ・ 理解の遅い生徒は、他の生徒の意見を聞いて理解を進めさせ、理解の早い生徒は自分の意見を説明することでより深い理解に到達させる。

### 3 「習得（身に付ける）」

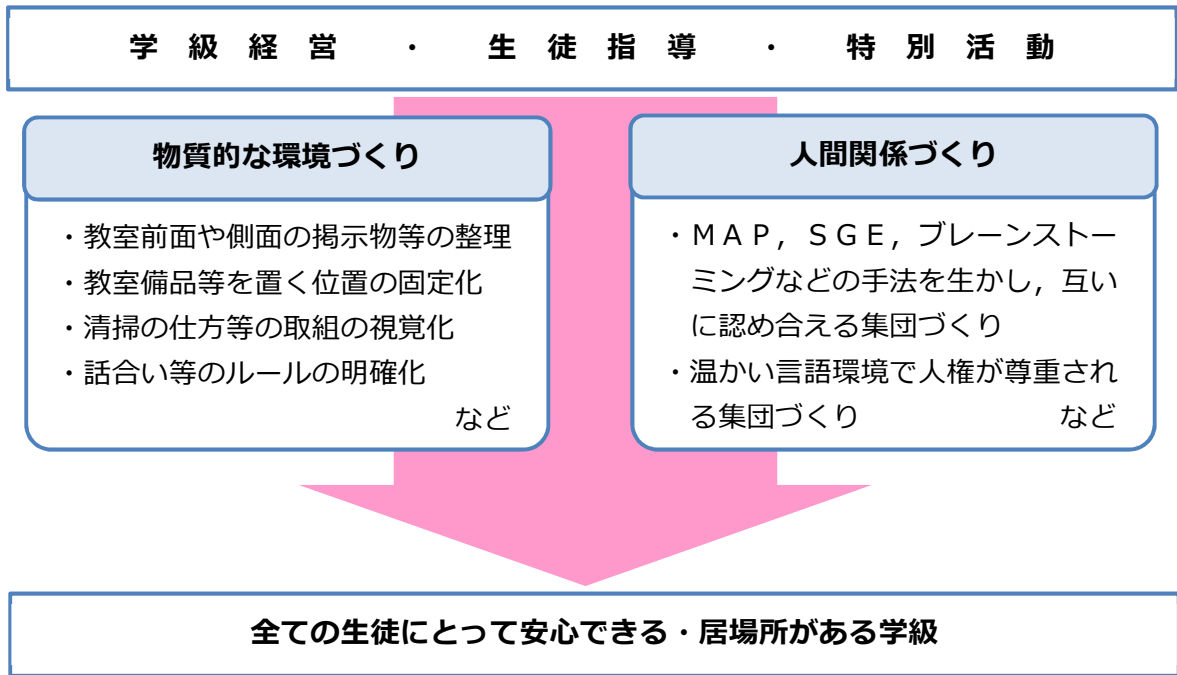
- (1) スパイラル化
  - ・ 既習事項の復習を授業で行い、再理解の機会や理解の深まりを確保する。
  - ・ 他教科の学習内容と連携させる。

### 4 「活用（使う）」

- (1) 適用化
  - ・ ある単元で学んだ「見方・考え方」を意図的に別の単元でも生かせるようにする。
- (2) 機能化
  - ・ 授業で習得した知識、技能を実用的に活用できるようにする。

## 2 授業を支える環境づくり

授業UDの中心は授業づくりですが、学級経営や生徒指導、特別活動などによる「全ての生徒にとって安心できる・居場所がある学級づくり」に支えられている部分が非常に大きいと言えます。特に授業UDの階層モデルの「参加（活動する）」に関連します。



具体的な手立ては、平成29年度宮城県総合教育センター特別支援教育研究グループの研究成果物「児童生徒の理解と支援のための研修パック」の「教育環境等の整備（その1）（その2）」を参照してください。

### 専門研究 特別支援教育研究グループ 児童生徒の理解と支援のための 研修パック

理解と支援のための研修パックとは…  
特別支援教育や発達障害等の基礎的な知識を理解した上で、児童生徒への適切な支援を教員間で連携して行うための研修資料をまとめたものです。より実務的な研修ができるように、発達段階に合わせて3種類の研修を作成しました。あなたの学校に合わせた研修を行うことができます。



研修パック  
ダウンロードはこちらから

- 小学校 小学部編
- 中学校 中学部編
- 高等学校 高等部編

理解と支援のための研修パック 検索

([http://www.edu-c.pref.miyagi.jp/midori/tokushi/rikai\\_shien/](http://www.edu-c.pref.miyagi.jp/midori/tokushi/rikai_shien/))

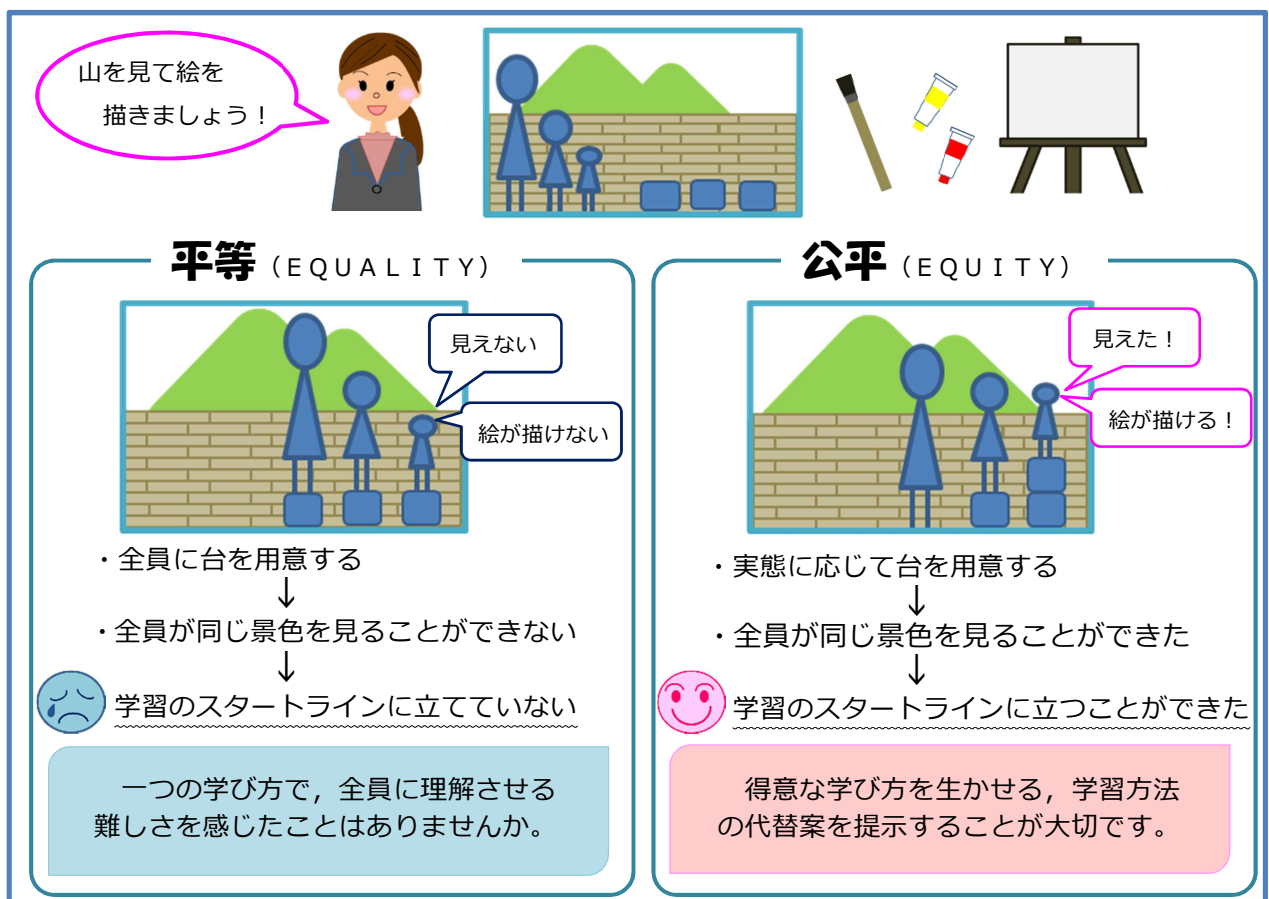
知識編

# 1 合理的配慮とは

「合理的配慮」とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を保障するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことです。

「障害のある子どもが他の子どもと平等に教育を受ける」ことができるよう、障害のある子どもの特性や困難さに合わせて個別に「合理的配慮」を提供し、他の子どもと同じ「学習のスタートラインに立たせる」ことが大切です。

「合理的配慮」の決定・提供に当たっては、学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の負担」にならないよう留意する必要があります。



## 合理的配慮

Point

障害のある子どもが、他の子どもと同じように学ぶことができるよう  
「一人一人の実態に応じて、個別に提供されるもの」

## 2 合理的配慮の観点

### 3 観点 11 項目

平成 28 年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」により、本人・保護者から合理的配慮を求める申出があった場合、過度の負担でない範囲であれば合理的配慮を提供する必要があります。

これまで学校で行われてきた配慮を、この観点に沿って改めて整理し、どの場面で、誰が、どのような支援を行うのか明確にして提供していくことが大切です。そうすることで、不足していた部分に気付いたり、新たな配慮を考えたりすることができます。

観 点	項 目	
①教育内容 ・ 方法	①-1 教育内容	
	①-1-1	学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
	①-1-2	学習内容の変更・調整
	①-2 教育方法	
	①-2-1	情報・コミュニケーション及び教材の配慮
	①-2-2	学習機会や体験の確保
②支援体制	①-2-3	心理面・健康面の配慮
	②-1	専門性のある指導体制の整備
	②-2	幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
③施設・設備	②-3	災害時等の支援体制の整備
	③-1	校内環境のバリアフリー化
	③-2	発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
	③-3	災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

具体的には、以下のような内容が考えられます

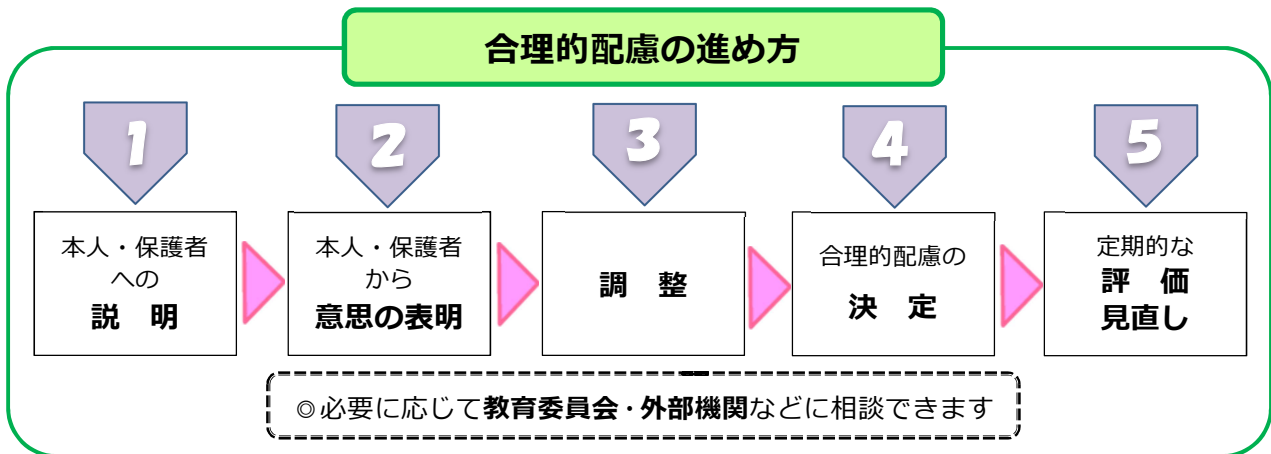
生徒の様子	合理的配慮の例
板書を写すことや作文を書くことに時間がかかる。	ICT 機器を活用し板書を写すことや、ワープロ機能や音声入力アプリを使って作文を完成させることを認める。(①-1-1)
水に触れることが苦手で、清掃時に雑巾を絞ることができない。	使い捨てゴム手袋の着用や雑巾を装着できるモップの使用を認める。(①-2-3)
指示を理解することが難しく、初めてのことに對しての抵抗感も強いいため高校進学に不安を抱えている。	特別支援教育コーディネーターが中心となり、中学校と高等学校、保護者と学校との連携を図り指導や支援を進める。(②-1)
大きい集団や騒がしくなる活動では落ち着かなくなり、徐々にその場にいることが難しくなる。	落ち着かなくなった時に、クールダウンができる部屋やスペースを確保する。(③-2)



あくまで一例です。同じ障害の診断を受けていても、生徒の様子や教育的ニーズ、基礎的環境整備により、合理的配慮の内容は変わること留意する必要があります。



### 3 合理的配慮の提供に向けて



#### 合理的配慮の提供に当たってのポイント

##### 建設的な対話を心掛ける

学校は地域や家庭などの理解・協力の上で成り立っており、その基礎となるのは相互の信頼関係です。そして、共有すべき目標は子どもの成長です。目標達成に向けてお互いに意思の疎通を図り続けることが大切です。

「合理的配慮」の提供を検討する際は、本人・保護者の気持ちに寄り添う姿勢が大切になります。しかし、全て本人・保護者の申出どおりにはできない場合があると思います。その際は、アイデアを出し合い、代替案を提示してお互いが納得できる結論を出すことが大切です。

##### 教職員が共通理解を図る

「合理的配慮」を提供するのは「学校の設置者及び学校」です。担任や授業者など、障害のある子どもに直接的に関わる者だけが配慮すればいいのではありません。**インクルーシブ教育システムを構築していくために、組織として合理的配慮を検討・提供することが必要になります。**

##### 周囲の子どもの理解を得る

「合理的配慮」は、障害の状態や教育的ニーズなどに応じ、特定場面で個別に提供されるものです。あくまで障害のない者と平等に学ぶ権利を確保するためであり、特別扱いではありません。人はそれぞれ認知特性に違いがあり、得意な学び方が異なることを周囲の子どもたちに理解してもらうことが「**周囲の子どもの理解を得る**」第一歩です。

他者理解を深め、子どもの多様性を踏まえた学級・学校づくりを目指すことで、困ったときはお互い様の意識を育てることができ、障害のある子どもたちだけでなく、全ての子どもたちにとって居心地の良い環境につながります。

## 合理的配慮の提供までのプロセス

※チェック表としてもお使いください。

### 事前に

#### 校内体制の確認

- 校内研修で発達障害等についての理解を深める  
(研修パックの活用：平成 29 年度宮城県総合教育センター特別支援教育研究グループ作成等)
- 学校全体で、合理的配慮の意思の表明から提供までの流れについて共通理解する

#### 本人・保護者への説明 (学校だよりや学校説明会などを活用)

- 合理的配慮は新しい概念であるため、正しく伝える
- 学校として、担当者、内容、相談窓口などを伝える

### 決定に向けて

◎必要に応じて教育委員会・外部機関などに相談できます

#### 本人・保護者からの意思の表明

観点 思いや要望を十分に聞き取り、共感する姿勢を大切にする

#### 本人の実態把握 (担任・コーディネーターなど)

- 教師の見立てや引継ぎ資料、諸検査の結果などから実態を把握する
- 本人・保護者との面談で聞き取る

#### 本人・保護者と検討 (担任・コーディネーターなど)

- 観点 合理的配慮の目的に合っているか
- 観点 申出を踏まえた合理的配慮となっているか
- 申出に対応が困難な場合に代替を提案する

#### 学年部会、校内委員会などで検討

- 観点 合理的配慮の目的に合っているか
- 観点 過度な負担になっていないか
- ← 観点 いつ、誰が、どの場面で行うのか

#### 合理的配慮の決定

観点 本人・保護者・学校で合意形成が図られたか

- 職員会議等で周知する
- 個別の教育支援計画に明記する

### 合理的配慮の提供

提供

- 学校として組織的に提供する
- 変更を記録し、全職員で情報を共有する

定期的な評価

- 観点 本人に十分な教育を提供できているか
- 観点 個別の教育支援計画に基づいて行えているか

柔軟な見直し

- 本人の成長や教育的ニーズ、基礎的環境整備などを考慮し見直す
- 進級、進学時には引継ぎをし、切れ目ない支援を行う

## 4 合理的配慮 Q & A

**Q 1 : 「合理的配慮」は何を目指して、何のために提供するのですか？**

**A 1 :** 「合理的配慮」は「共生社会」の実現を目指し、社会的障壁を取り除くために行われる必要かつ適当な変更・調整のことです。学校教育においては、障害のある子どもが障害のない子どもと可能な限り共に学ぶことができるよう、実態に応じて個別に提供するものです。

**Q 2 : 「合理的配慮」は提供しなければいけないのですか？**

**A 2 :** 「障害があるから」という理由で、教育を受ける権利が奪われてはいけません。障害のある子どもが他の子どもと平等に十分な教育を受けるために「合理的配慮」は必要です。

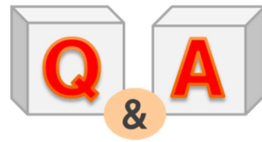
**Q 3 : 個人面談の際に、保護者から「合理的配慮」の意思の表明がありました。担任のできる範囲であればその場で合意形成してもよいのですか？**

**A 3 :** 担任一人だけで行うものではありません。「合理的配慮」の合意形成・提供を行うのは「学校の設置者及び学校」です。学校全体で取り組みながら、場合によっては外部の専門家や特別支援学校の支援を得て取り組むケースもあります。本人・保護者から意思の表明を受けたときは、担任は要望を十分に聞き取り学校全体で検討することが重要です。(p.44 を参考にしてください。)

**Q 4 : 本人・保護者から意思の表明がなければ、「合理的配慮」を提供しなくてもいいですか？**

**A 4 :** 学校等においては、子どもが「十分な教育を受けられているかどうか」という視点から判断していくことが重要で、教員の見立てがきっかけになる場合もあります。本人・保護者から意思の表明がない場合でも、子どもが十分な教育を受けることができなければ、本人や保護者に働き掛けるよう努めることが望ましいとされています。





**Q 5 : 本人及び保護者との合意形成を図る際に留意すべき点は何ですか？**

**A 5 :** 「学校が本人及び保護者に対し十分情報を提供すること」や、「本人・保護者の意見を最大限尊重すること」など、「建設的な対話」を心掛けて対応することが求められています。

**Q 6 : 合意形成が困難な時はどうすればよいですか？**

**A 6 :** 校内委員会を含む校内体制への接続が確実に行われるようにし、校長のリーダーシップの下、合意形成に向けた検討を組織的に行うことが必要です。それでもなお合意形成が難しい場合には、市町村教育委員会に設置される「教育支援委員会」(仮称)の助言等により、その解決を図ることが望まれます。

**Q 7 : 障害の診断がない生徒に、「合理的配慮」を提供する必要はないのですか？**

**A 7 :** 「合理的配慮」の対象者となる定義は、「障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの(障害者基本法第2条)」とされており、医師の診断の有無は「合理的配慮」提供の判断基準にはなりません。障害の診断のある子どもだけではなく、教育的ニーズのある全ての子どもに対して提供するものです。

**Q 8 : 体制面・財政面から「均衡を失した」「過度の負担」とはどの程度ですか？**

**A 8 :** 一律の判断基準はありません。「合理的配慮」の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の負担」について、個別に判断することとなります。その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて関係者間で共通理解を図る必要があります。

**Q 9 : 「合理的配慮」の評価、見直しはどのように行えばよいですか？**

**A 9 :** 「合理的配慮」は、その提供によって「障害のある子ども一人一人が十分な教育を受けているか」という観点から評価します。その際、子ども一人一人の発達の種類、適応の状態を勘案しながら柔軟に見直しを行う必要があります。

# 1 基礎的環境整備とは

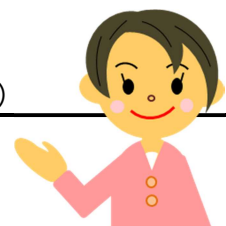
「基礎的環境整備」とは、「合理的配慮」の基礎となる教育環境の整備のことです。インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、障害のある子どもだけではなく、多くの子どもにとっても有益なものになります。

**全部で8項目あり，国，都道府県，市町村が財源を確保し役割分担をして実施します。**

その際も、「合理的配慮」と同様に体制面，財政面を勘案し，均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要があります。

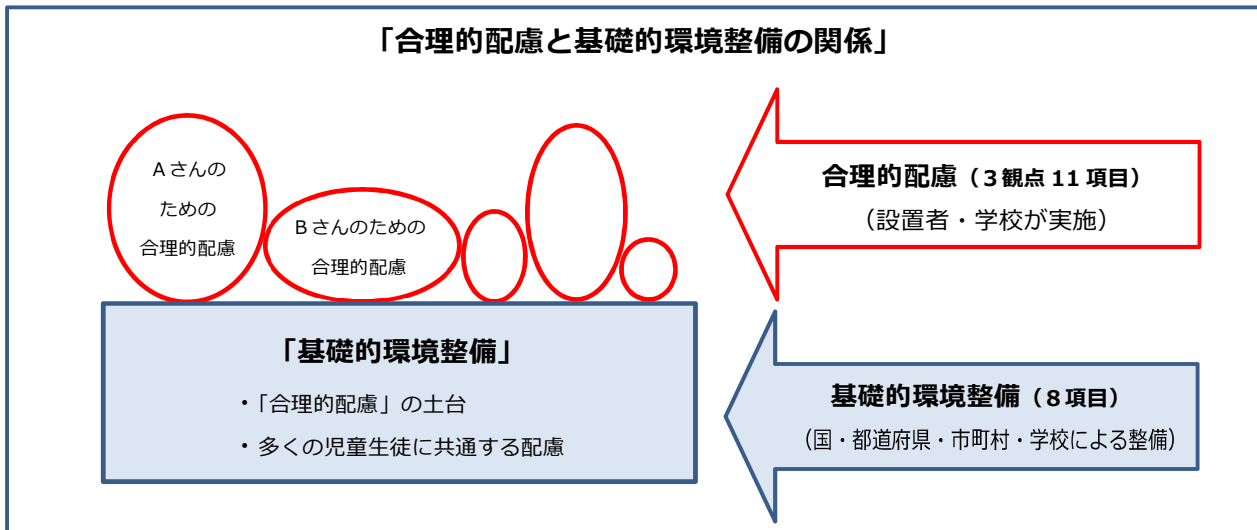


基礎的環境整備（8項目）		具体例
①	ネットワークの形成・連続性のある多様な学び場の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校のセンター的機能</li> <li>通常の学級，通級による指導，特別支援学級，特別支援学校といった多様な学び場</li> </ul>
②	専門性のある指導体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育に関する校内委員会の設置</li> <li>特別支援教育コーディネーターの指名</li> <li>外部の専門家を活用した指導体制の整備</li> </ul>
③	個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な教育的ニーズに応えるための系統的，組織的な支援</li> </ul>
④	教材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>音声教材等の整備の充実</li> <li>拡大教科書等の活用</li> </ul>
⑤	施設・設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設のバリアフリー化や，障害に適應した教育を実施する上で必要とする設備の整備</li> </ul>
⑥	専門性のある教員，支援員等の人的配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門性の向上を図るための研修</li> <li>特別支援教育支援員の配置</li> </ul>
⑦	個に応じた指導や学び場の設定等による特別な指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>柔軟な教育課程の編成等</li> </ul>
⑧	交流及び共同学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住地校学習</li> <li>共に学ぶ教育推進モデル事業（宮城県特別支援教育将来構想）</li> </ul>



## 2 合理的配慮と基礎的環境整備の関係

「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせません。そのため、国、都道府県、市町村は、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要があります。



◎ 同じような困難さでも、「基礎的環境整備」の状況により「合理的配慮」は異なります。

◎ 「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものです。

「読む」ことに困難なCさん

「読む」ことの困難さを改善・克服するために、通級指導教室で週2時間自立活動の学習をしている。

「聞く」ことに困難なDさん

通常の学級で、支援員による支援を受けながら学習している。

「聞く」ことに困難なFさん

タブレットPCの録音機能を活用して学習している。

「読む」ことに困難なEさん

デジタル教科書を活用して学習している。

**G中学校の「基礎的環境整備」**

- ◇通級による指導等を整備している。 (項目①)
- ◇校内支援体制が充実している。 (項目②)
- ◇特別支援教育支援員を配置している。 (項目⑥)
- ◆ICT機器等の環境の未整備。 (項目⑤)

**H中学校の「基礎的環境整備」**

- ◇デジタル化された教材を活用している。 (項目④)
- ◇ICT機器等が充実している。 (項目⑤)
- ◇ICT機器に詳しい教員がいる。 (項目⑥)
- ◆通級による指導等の未整備。 (項目①)

それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況は、県・市町村によって違いがあります。

知識編